

No. 163
2014. 7

広報ねば

私たちの村

人口と世帯 26年6月30日現在

総人口	1,021人
男	505人
女	516人
世帯数	417世帯

村の木 す ぎ

村の花 岩つつじ

発行 根羽村役場
〒395-0701 長野県下伊那郡根羽村1762
TEL 0265-49-2111 FAX 0265-49-2277

ホームページアドレス <http://www.nebamura.jp>
メールアドレス info@nebamura.jp
印刷 龍共印刷株式会社



7月から10月までイルミ
ネーションを点灯しています。

(点灯時間は午後6時から9時30分まで)

※詳細は6ページ

7月号の主な内容

議会だより	2ページ
農業委員会選挙結果、自衛官募集他	3ページ
北設広域事務組合からのお知らせ他	4ページ
根羽村職員募集他	5ページ
イルミネーション点灯式、戸籍だより他	6ページ

議会だより

六月定例会

二十六年一度一般会計予算等

十九議案について審議

六月十七日・十八日の二日間にわたり、六月定例会が開催されました。内容については、次のとおりです。

一般質問

◆原 光史議員

質問 根羽村役場の庁舎の今後について伺いたい。

①老朽化の現況は

②現庁舎は、いつまで使用できるのか。

③根羽村社会福祉協議会の跡地への移転は考えられないか。

④この問題について、今後の展望を考えているか。

回答 この庁舎は昭和四十四年に建築され、既に四十五年の年数が経過しています。建物の概要は、延べ床面積が千四百二十七平方メートル、地上四階、地下一階鉄骨鉄筋コンクリート造りの建物になります。建築から長年経過しており、外壁モルタルの剥離や部分的なクラックの発生、特に玄関前のブリッジは建物とのずれがあり、鉄筋の露出が見受けられます。今までの庁舎は、小規模の修繕等は実施していますが、建物本

体の大きなメンテナンスは実施していないため早い時期に何らかの対応が必要だと考えています。

次に現庁舎はいつまで使用できるかの質問ですが、ご承知のように今、国内では地震による家屋の倒壊等によって多くの方が命をおとされています。このような状況から国では昭和五十五年に建築基準法施行令の中で構造規定が示され、昭和五十六年から基準が適用されています。これを受けて昭和五十六年以前に建築された建物は地震によって安全に使える建物か耐震診断が行われています。

耐震診断は震度六の大規模地震が発生しても建物の倒壊が防がれ死者を出さないことが目標とされており、この庁舎も平成二十年にコンクリートの強度試験を実施しました。内容は壁コンクリートのコア抜きを十五箇所実施し、そのコンクリートの圧縮試験並びに中性化試験と併せて、コンクリートの強度は設計基準

を上回っており、中性化も鉄筋位置まで達しておらず状態は概ね良好でした。また、役場庁舎は災害時に被災地の応急対策、復旧や復興、そして避難者の受入など重要な防災機能を果たす村の防災拠点にならなくてはなりません。今後、発生が予想されている南海トラフの巨大地震の防災対策推進地域にも当村は指定されており、昨年度庁舎の耐震診断を実施しました。この診断は二次診断で、内容はX方向（建物に対して横方向）からくる地震への耐震性能、Y方向（建物に対して縦方向）からくる耐震性能が満たされているか調査しました。結果について、X方向からは地下から四階において、Y方向は地下一階において耐震性能を満たしておらずこの部分の補強が必要であるとの診断でした。この耐震補強の改善計画ではありますが、X方向は補強プレスによって耐力の向上を図り、Y方向は耐震壁及び開口部の閉塞や耐震壁の増強によって耐力の向上を図る必要があるという結果になりました。今回の耐震診断では玄関のブリッジ部分は建物と全く構造部分が違うため対象外になっていますが、接続部分で段差が生じている事、鉄筋の露出がある事から全面的な改修が必要である判断でした。また、建物の基礎部分についても、今回は対象外でしたが、改修工事にあたっては詳細調査等が必要になり、これらの耐震改修工事に係る概算費

用は約二億五千万円程の見積内容になっています。

次に社会福祉協議会の跡地への移転への質問ですが、建物は平成七年に完成しており、鉄筋コンクリート造りで建築延べ面積は千九百七十平方メートル、耐震基準は満たされた建物になります。この跡地利用について、現段階では白紙の状態ですが、何が何らかの有効活用をするべきだと考えています。また、今後どのような展望を考えているかの質問について、先程も申しましたが役場庁舎は災害時に重要な防災機能をはたす建物でなければと考えています。従って、現庁舎を活用するには早い時期に耐震補強工事を実施し耐震性能を確保する必要があると考えています。また、しゃくなげを新たな庁舎として活用することも物理的に可能であると考えています。今後、役場庁舎に関する問題について村民の皆さんや議会の皆さんからの意見を伺いながら慎重に検討していく必要があると考えています。



報告事項

◆平成二十五年度根羽村一般会計繰越明許費繰越計算書

専決処分承認

◆根羽村村税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認

国の税制関係法令の施行に伴う条例改正の専決処分の承認がされました。

◆消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分の承認
非常勤消防団員の介護補償等に関する条例改正の専決処分の承認がされました。

◆根羽村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認
後期高齢者支援分、介護納付金の国保税等の最高限度額引き上げに関する条例改正の専決処分の承認がされました。

◆平成二十六年一度介護基盤緊急整備等特別対策事業地域密着型特別養護老人ホーム建設工事請負契約の専決処分の承認

高橋地区に建設される地域密着型特別養護老人ホームの建設工事の契約について、専決処分の承認がされました。

◆平成二十六年一度介護基盤緊急整備等特別対策事業地域密着型特別養護老人ホーム建設工事木材調達業務請負契約の専決処分の承認

高橋地区に建設される地域密着型特別養護老人ホームの建設工事に伴う木材調達業務の契約について、専決処分が承認されました。

条 例

◆根羽村地域密着型特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例

高橋地区に建設される地域密着型特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例が制定されました。

◆根羽村サービスセンターの設置及び管理に関する条例

高橋地区に建設される根羽村サービスセンターの設置及び管理に関する条例が制定されました。

補正予算

◆平成二十六年年度根羽村一般会計補正予算(第一号)

二月の雪害による倒木処理等により、六千五百八十万七千円を追加し、総額十八億七千八百七十七円余となりました。

◆平成二十六年年度根羽村簡易水道特別会計補正予算(第一号)

小戸名浄水場の漏水修繕工事の増額等により、八十八万四千円を追加し、総額二千七百八万円余となりました。

◆平成二十六年年度根羽村下水道特別会計補正予算(第一号)

マンホールポンプ場非常用コンセント取付工事の増額等により、八十七万五千円を追加し、六千八百九十九万二千円余となりました。

人 事

◆固定資産評価審査委員会委員の選任同意

固定資産評価審査委員の任期満了に伴い、片桐好和さん、石原久明さんが再任されました。

そ の 他

◆北設広域事務組合議会議員の選任

北設広域事務組合議会議員の任期満了に伴い、村長と議長が選任されました。

農業委員会選挙結果

任期満了に伴う根羽村農業委員会一般選挙が七月六日に執行され、無投票で五名が当選し、さらに村議会推薦一名、農協推薦一名による計七名の新しい農業委員が決定しました。

七月二十二日に第一回農業委員会が開催され、会長に石原厚志氏が、会長職務代理者に石原理好氏が選任されました。

任期は、平成二十六年七月二十日から平成二十九年七月十九日までの三年間です、今後の農業委員の皆さんの活躍

に期待致します。
新しい農業委員の皆さんは次のとおりです。

議 席	氏 名	担当地区	任期数	備 考
1	石原理好	東 洞	1	職務代理
2	藤城幸蔵	西 洞	1	
3	坂巻久夫	北 洞	1	
4	宮島勝秀	中 央	1	
5	片桐康孝	北 洞	1	農協推薦
6	稲垣悦子	東 洞	3	議会推薦
7	石原厚志	南 洞	2	会 長

(敬称略)

飯伊消防技術大会が行われました

七月十三日(日)平谷村で飯伊消防技術大会が盛大に開催されました。当村からは第二分団(小型ポンプ操法の部)とラッパ班(ラッパ吹奏の部)が出場しました。第二分団及びラッパ班は大会に向け連日練習を行ってきました。当日は悪天候の中でしたが、長期間にわたり練習してきた成果を十分に発揮できました。

第二分団の皆さん、ラッパ班の皆さん大変お疲れさまでした。

平成26年度自衛官等募集案内

資格(男女)	受付期間	試験日
一般曹候補生	18歳以上 27歳未満	9/20(土)
自衛官候補生	18歳以上 27歳未満	男子 学科試験日 9/20(土) 一般曹候補生一次試験と午前午後に分けて同会場にて実施 口述及び身体検査 9/27、 10/4、5 のうちいずれか1日 女子: 9/28
航空学生	高卒(見込含) 21歳未満	9/23(火)
看護学科学生	高卒(見込含) 24歳未満	平成26年 9/5(金) ～9(火) 10/18(土)
防衛大学校学生	高卒(見込含) 21歳未満	推薦試験 平成26年 9/5(金) ～9(火) 9/27(土) 28(日) 総合選抜 平成26年 9/5(金) ～9(火) 1次試験(学科) 9/27(土) 一般前期 平成26年 9/5(金) ～30(火) 1次試験(学科) 11/8(土) 9(日) 一般後期 平成27年 1/21(水) ～30(金) 1次試験(学科) 平成27年 2/28(土)
防衛医科大学校学生	高卒(見込含) 21歳未満	平成26年 9/5(金) ～30(火) 1次試験(学科) 平成26年 11/1(土) 2(日)

■お問い合わせ■

自衛隊長野地方協力本部 飯田出張所
TEL: 0265-22-2613



北設広域事務組合
職員募集

北設広域事務組合の職員を募集します。詳しくは北設広域事務組合ホームページをご覧ください。左記連絡先までお問い合わせください。

○試験区分、採用予定人数等

技能労務職 一名

(中田クリーンセンター勤務)

平成二十七年四月一日

採用予定

○受験資格

昭和五十九年四月二日以降

に生まれた方

高卒、短大卒程度

○試験日時、場所

平成二十六年

十月十九日(日)

午前十時から

設楽町津具総合支所会議室

○受付期間等

平成二十六年

八月十一日～九月十九日

北設広域事務組合総務係あて

持参又は郵送にて

①試験申込書(指定様式)

②履歴書(指定様式)

③最終学校の卒業

(見込)証明書等

を提出してください。

○その他

・指定様式は、組合ホームページ

ジからダウンロードしてください。
連絡先

北設広域事務組合総務係
電話番号
〇五三六―八三一―五七三〇

Eメールアドレス

sounu@hokusetsu.or.jp

HP

http://www.hokusetsu.or.jp/

or.jp/

人権相談員に

原 小夜子さん



今年七月
一日より田
島の原小夜
子さんが人
権擁護委員に委嘱されました。

人権擁護委員は法務大臣より委嘱され、国民の基本的人権である生命、自由及び幸福追求などの権利が侵害されることのないよう監視し、人権事件があった場合にその救済のために相談や調査などを行います。

人権問題でお悩みの方は特設相談所開設の際に相談できます。また、長野地方事務局飯田支局でも毎週火曜日と金曜日に相談所を開いています。

■詳しくは長野県法務局飯田支局内
飯田人権擁護委員協議会
電話 〇二六五
二二一〇一四

ので、ご利用ください。

「子どもの心配」と相談所」

一、開設日時

平成二十六年九月六日(土)
午前十時から午後三時まで

二、開設場所

飯田市 りんご庁舎三階
松川町 中央公民館
阿南町 町民会館

■人権擁護委員が相談にあたり、秘密は堅く守ります。

■上記以外でも毎週火・金曜日に法務局四階で相談を受けています。

■詳しくは長野県法務局飯田支局内
飯田人権擁護委員協議会
電話 〇二六五
二二一〇一四

成年後見制度夜間
相談会を行います

昨年七月に開設しました「いいた成年後見支援センター」で、夜間の相談会が開かれます。

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方(本人)に援助者を選び、本人の権利を守るための制度です。

ご利用される方は事前に申し込みをしてください。
日時 八月二十七日(水)
夕方五時半から
夜八時まで

場所 さんとびあ飯田二階
(飯田市東栄町)

相談対応 センター職員

相談料 無料

申込 事前に申し込みをしてください。

電話 〇二六五
五三一三一八七

不明なことがありましたら役場住民課まで、ご連絡ください。

公募型プロポーザル
への参加者について

北設広域事務組合では、一般廃棄物収集運搬処理業務委託におけるプロポーザルへ参加していただける事業者を募集します。

1. 業務内容

設楽町、東栄町、豊根村、根羽村地内における一般廃棄物の収集運搬及び金属類の選別圧縮業務、ペットボトル及び白色トレイ圧縮処理業務

2. 委託期間

平成27年4月1日から平成31年3月31日まで(4年間)

3. 参加資格

愛知県内又は組合管内に本社又は営業所を有する者で、愛知県内市町村又は組合管内町村のいずれかから一般廃棄物収集運搬の許可又は一般廃棄物の収集運搬を過去3年以内及び期間6ヶ月以上受託した実績を有する者で、次の各号の全てを満たす者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により愛知県内及び組合内における一般競争入札の参加を制限されていない者
- (2) 設楽町暴力団排除条例第2条第1号の暴力団並びに従事者に同暴力団員を含んでいない者
- (3) 愛知県又は組合から公共事業等に係る指名停止の処分を受けていない者
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者

4. 募集期間

平成26年8月11日(金)から9月5日(金)まで

5. 応募方法

参加届出書に必要な書類を添付し、提出してください。

※ 参加届出書の様式は、組合ホームページをご覧ください。直接お問い合わせください。

北設広域事務組合 環境衛生係
電話 〇五三六―八三―五七三二
FAX 〇五〇―三七三〇―六〇〇七
Mail kankyo@hokusetsu.or.jp

